

## 学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会について

### 第1 開催状況について

第1回会議 令和3年12月15日（水）

第2回会議 令和4年 1月24日（月）

### 第2 部会における検討状況について

#### 1 概要

現在、以下の点について整理・検討を行っている。

- 小学校、中学校及び高等学校において模擬裁判を行う意義及び学習指導要領における位置付けについて
- 模擬裁判教材の方向性について

#### 2 委員の意見の概要

##### (1) 小学校、中学校及び高等学校において模擬裁判を行う意義及び学習指導要領における位置付けに関する主な意見

##### ア 小学校、中学校及び高等学校において模擬裁判を行う意義に関する主な意見

- 模擬裁判は、多面的なものの見方をする力を養うために有用である。
  - ・ 児童・生徒の間で事前の調査活動の有無やその巧拙等による情報格差が生ぜず、また、同じ証拠関係の下、検察官役及び弁護人役から異なる主張がなされるため、物事には多面的な見方が可能であることを学習させる場を設定しやすい。
  - ・ 証拠関係が固定されているため、事実とその評価を峻別して思考することを学ばせることができる。
- 特に小学生段階において、厳格な手続が法定されている刑事裁判を体験的に学ぶこと自体に意義がある。
  - ・ 児童・生徒の身近で起きる紛争・もめ事は、事前に解決ルールが定められておらず、その当事者の関係等を踏まえ、解決に向けた柔軟なルールやプロセスを設定することが可能である。一方で刑罰を科す手続である刑事裁判については、憲法において適正手続が保障されるとともに、刑事訴訟法等において手続が厳格に定まっている。  
模擬裁判を通じて、このことを体験的に学び、法への関心を深めることは、その後の教育課程において、法や法で規定された各種制度（例えば裁判員裁判）に参画する意義等を学ぶための土台となる。

### イ 学習指導要領上の位置付けに関する主な意見

- 小学校においては社会、中学校においては公民、高等学校においては公共に軸足を置きつつ、他教科（国語等）との連携の在り方について、法教育の普及の観点も踏まえ、個々の教材の作成の際に検討する。

### (2) 模擬裁判教材の方向性に関する主な意見

- (1)ア及びイに記載した意義及び位置付けを踏まえ、教員が利用しやすい教材を作成する。

- ・ 模擬裁判の審理手続部分（シナリオを用いた裁判劇部分）と特定の争点を検討させる部分の双方が含まれた教材を作成する。
- ・ 模擬裁判に2単位時間以上（注）を確保することができる場合には、審理部分と特定の争点を検討させる部分の双方を取り上げることとする。
- ・ 2単位時間以上を確保することが困難である場合には、審理部分については資料（例えば、書面又は動画）を見て内容を理解させ、争点について検討を行わせる部分を取り上げることとするなど、教員の裁量により1単位時間でも完結することができる内容とする。

模擬裁判を1単位時間で取り扱う場合には、原則として、特定の争点を検討させる部分を取り上げるものとする。

小学校向け教材においては、審理部分のみを取り上げることとする。その場合には、例えば、審理部分に関する動画教材を用意するなど、刑事手続の正確な理解が得られるものとする。

（注）単位時間については、1単位時間当たり

- ・ 小学校では45分間
- ・ 中学校及び高等学校では50分間

を想定している。